平成24年2月14日 第2359号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目次 ■

告 示

○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(58・福祉政策課) 1
〇生活保護法による介護機関の指定(59・福祉政策課)
〇漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(60・団体指導室)
〇市街地再開発事業の事業計画の変更の認可(61・建築住宅課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○証紙売りさばきの廃止の届出(62・会計課) 3
○道路区域の変更(63・北秋田地域振興局建設部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○道路区域の変更(64・由利地域振興局建設部) 3
○建設業の許可の取り消し(65・平鹿地域振興局総務企画部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
公告
○県営土地改良事業の換地計画の決定(鹿角地域振興局農林部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○県営土地改良事業計画の決定(山本地域振興局農林部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○ 世党十州改良事業計画の決定(中利州城振麒員農林部)

告示

秋田県告示第58号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年2月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの 種類	廃止年月日
	株式会社ユニマットそよ 風	能代市落合字古悪土1-228	訪問介護、 居宅介護 援事予防 護 介護 介護 介護 介護 行 護 予 防 門 行 護 門 行 護 所 門 行 護 行 門 行 護 行 問 行 護 行 し 行 し 行 し 行 し 行 し 行 し 行 し 行 し 行 と う し う し う し う と う と う と う と う と う と う	

秋田県告示第59号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第54 条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同 法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年2月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名	称	開設者氏名又は名称	所	在	地	サービスの 種類	指定年月日
ショートステ	-イかつら	有限会社桂	湯沢市川連口 124番地	町字	大館屋布前	短期入所生 活介護、介 護 所生活介 護	平成24年2月1日
由利短期入所業所	听生活介護事	秋田県厚生農業協同組合 連合会	由利本荘市)地		字家後38番	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介	平成23年12月1日

			護	
グループホームすまいる 中仙	有限会社県南ケアシステ ム	大仙市下鶯野字大谷151番	介護予防認 知症対応型 共同生活介 護	平成23年12月12日
ショートステイ大寿十和田	株式会社大寿	鹿角市十和田毛馬内字押出 87	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護	平成24年1月15日
ヘルパーステーションみ んなの杜	株式会社のしろ福祉サービス	能代市河戸川字谷地50番地 2	訪問介護、 介護予防訪 問介護	平成24年1月1日
小規模多機能型居宅介護 しょうぶの郷	社会福祉法人本荘久寿会	由利本荘市石脇字尾花沢57 -22	小規模多機 多 物 表 一 表 一 、 一 規 程 居 、 一 規 模 居 、 一 規 機 居 、 一 機 能 、 一 、 一 程 医 名 、 一 を 。 と 、 と 、 と 、 と 、 と と と と と と と と と と と	平成24年1月16日
訪問入浴センタースマイ ル湯っこ	株式会社スマイル・YO U	横手市十文字町字海道下56 -2 2 F	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴 介護	平成24年1月1日
デイサービスセンターケ アステーションゆうゆう	社会福祉法人本荘久寿会	由利本荘市一番堰142-1	認知症対応 型護、 語型 通介 護	平成23年10月15日

秋田県告示第60号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成24年2月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

届	出	事項	指定漁船調書の縦覧の期間及び場所		
発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条 第1項の申出をする漁業 協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	
秋田県山本郡八峰町峰 浜田中字川向13番地6 浅野健 秋田県山本郡八峰町峰 浜石川字石川445番地 福田優	峰浜	八峰町峰浜漁業協同組合	平成24年2月14日から 同月28日まで	秋田県山本郡八峰町峰浜沼 田字明神長根45番地 八峰町峰浜漁業協同組合	

秋田県告示第61号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年2月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 市街地再開発組合の名称 大曲通町地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間平成23年6月3日から平成28年3月31日まで

3 施行地区

大仙市大曲通町539番、540番、541番、542番、543番、544番、551番、552番 2 、553番、554番、555番、556番、557番、558番、559番、622番、623番、624番、625番、626番、627番、628番、629番、630番、631番、632番、633番、707番の一部、708番、724番の一部、725番の一部、735番の一部、736番及び737番

大仙市大曲福住町112番8、112番9、112番10、112番11、113番10、113番11、113番12、113番13、135番、136番、137番、138番、139番、140番、141番、142番、143番、144番、145番、164番の一部、166番、167番の一部、168番の一部、169番の一部及び170番

- 4 事務所の所在地 大仙市大曲花園町1番1号
- 5 設立認可の年月日 平成23年6月3日
- 6 事業計画の変更の認可の年月日 平成24年2月14日

秋田県告示第62号

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第57条第4項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成24年2月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばきを廃止した事務所の所在地及び名称 由利本荘市埋田字小館81番地16 鳥海さわやか協同組合

秋田県告示第63号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成24年 2 月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

7	道路 重	の 類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
	Ħ	道	旧	大館十和 田湖線	大館市御成町四丁目82番20から	5三丁目99番2まで	9.00~23.12	0.575
,	民	坦	新	大館十和 田湖線	"		21.00~36.62	0.575

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年2月14日から同月27日まで

秋田県告示第64号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成24年 2 月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道種	路の類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
IEI	道	旧	旧 仁賀保矢 由利本荘市矢島町新荘字萱刈場39番地3地先か 島館合線 38番地先まで	10.40~13.90	0.055	
県	坦	新	仁賀保矢 島館合線	"	10.40~43.10	0.055

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年2月14日から同月27日まで

秋田県告示第65号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第 29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年2月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成24年2月6日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社石川組

横手市十文字町佐賀会字石川原7番地2

代表取締役 石 川 久一郎

秋田県知事許可(般-19)第9501号

3 処分の内容

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び管工事業に係る一般建設業許可の取り消し

平成24年2月6日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び管工事業に係る廃業等の届出があった。 このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、 同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(高屋地区経営体育成基盤整備事業)換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成24年2月14日から同年3月12日まで
- 3 縦覧場所 鹿角市役所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、山本郡三種町鹿渡字高屋敷64番地1田中長ほか14 人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告 し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業 (ジョゴモリ地区ため池等整備事業) 計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成24年2月15日から同年3月13日まで
- 3 縦覧場所 三種町役場本庁舎

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、由利本荘市岩谷麓字中谷地173番地石井綾夫ほか14 人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告 し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(岩木地区ため池等整備事業)計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成24年2月15日から同年3月13日まで
- 3 縦覧場所 由利本荘市大内総合支所

発 行 者 秋 田 県 秋田市山王四丁目1番1号

一ヶ月 3,675円(税込み) 購読料金

印刷所 株式会社 松原印刷社 秋田市山王七丁目5番29号

電話:018-862-8766 FAX:018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/

印刷者 松原 繁雄 秋田市山王七丁目5番29号